

# 議題 1

## 国民健康保険税条例改正の 諮問について

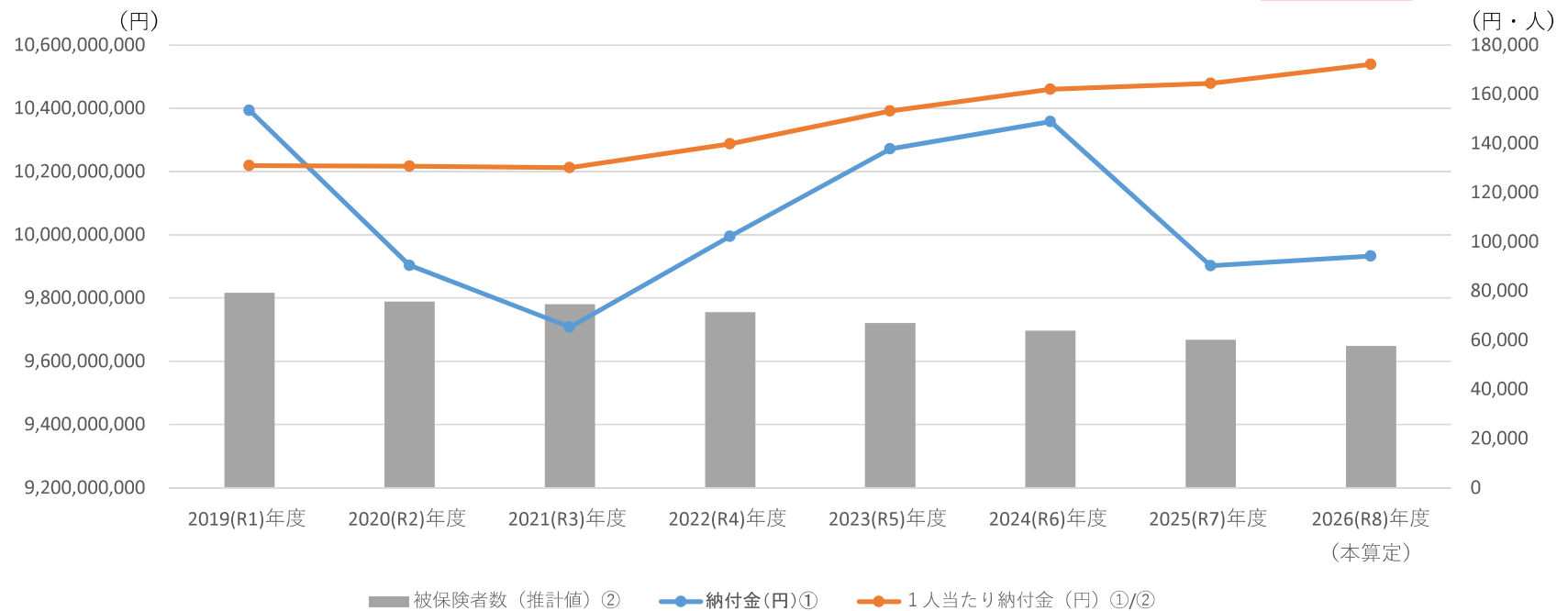
## 1. 財政・事業運営方針と国保事業費納付金

### 1 財政・事業運営方針

- (1) 愛知県が算定した**国民健康保険事業費納付金**を納付できる保険税率を設定する。  
⇒国保事業費納付金は毎年度算定されるため、保険税率の検討は毎年度行う。  
加えて、2026年度から「**子ども・子育て支援納付金分**」を賦課徴収する。
- (2) 一般会計繰入金（法定外）約3,000円のうち、被保険者1人あたり1,000円削減する。  
⇒**約5,800万円の歳入減**（2026年度の被保険者見込数 57,677人 × 1,000円）
- (3) 2025年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げ。  
⇒所得割を上げないと、同水準の賦課にならない。
- (4) 2026.6月に「診療報酬改定」が予定されており、医療費の上昇が見込まれる。  
⇒国保事業費納付金の納付額も上昇した。

## 2 一宮市の国保事業費納付金の推移

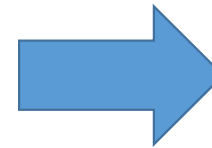
	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度 (本算定)
納付金(円)①	10,393,569,704	9,903,029,778	9,707,991,295	9,995,012,823	10,271,455,045	10,358,426,510	9,901,994,652	9,932,590,579
被保険者数(推計値)②	79,351	75,713	74,608	71,489	67,033	63,939	60,237	57,677
1人当たり納付金(円)①/②	130,982	130,797	130,120	139,812	153,230	162,005	164,384	172,211
1人当たり前年度比伸率	6.96%	△ 0.14%	△ 0.52%	7.45%	9.60%	5.73%	1.47%	4.76%



【参考】各市町村の1人当たり納付金額等の県内順位（愛知県作成資料）

年齢調整後医療費指数		
(全国平均:1)		
順位	市町村	指数
1	東栄町	0.995947055
2	名古屋市	0.979046703
3	清須市	0.978194012
⋮	⋮	⋮
11	一宮市	0.944620049
⋮	⋮	⋮
26	北名古屋市	0.919213084
27	犬山市	0.918117537
28	半田市	0.914454665
	県平均	0.911673097
29	日進市	0.910987817
30	高浜市	0.908883490
⋮	⋮	⋮
40	知多市	0.892213875
⋮	⋮	⋮
47	幸田町	0.874584189
48	知立市	0.873579727
49	西尾市	0.851261663
50	新城市	0.847639685
51	安城市	0.846633671
52	豊山町	0.843806015
53	田原市	0.812880575
54	豊根村	0.796092758

一人当たり所得金額 (医療分)		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	1,014,790
2	田原市	956,902
3	長久手市	881,598
⋮	⋮	⋮
11	西尾市	809,775
⋮	⋮	⋮
26	豊根村	745,530
	県平均	744,963
27	尾張旭市	727,730
28	半田市	726,479
29	春日井市	722,417
30	豊明市	716,808
⋮	⋮	⋮
40	東浦町	689,404
⋮	⋮	⋮
47	一宮市	670,576
48	津島市	670,544
49	新城市	661,606
50	江南市	660,760
51	設楽町	660,730
52	犬山市	647,147
53	瀬戸市	632,830
54	東栄町	545,919

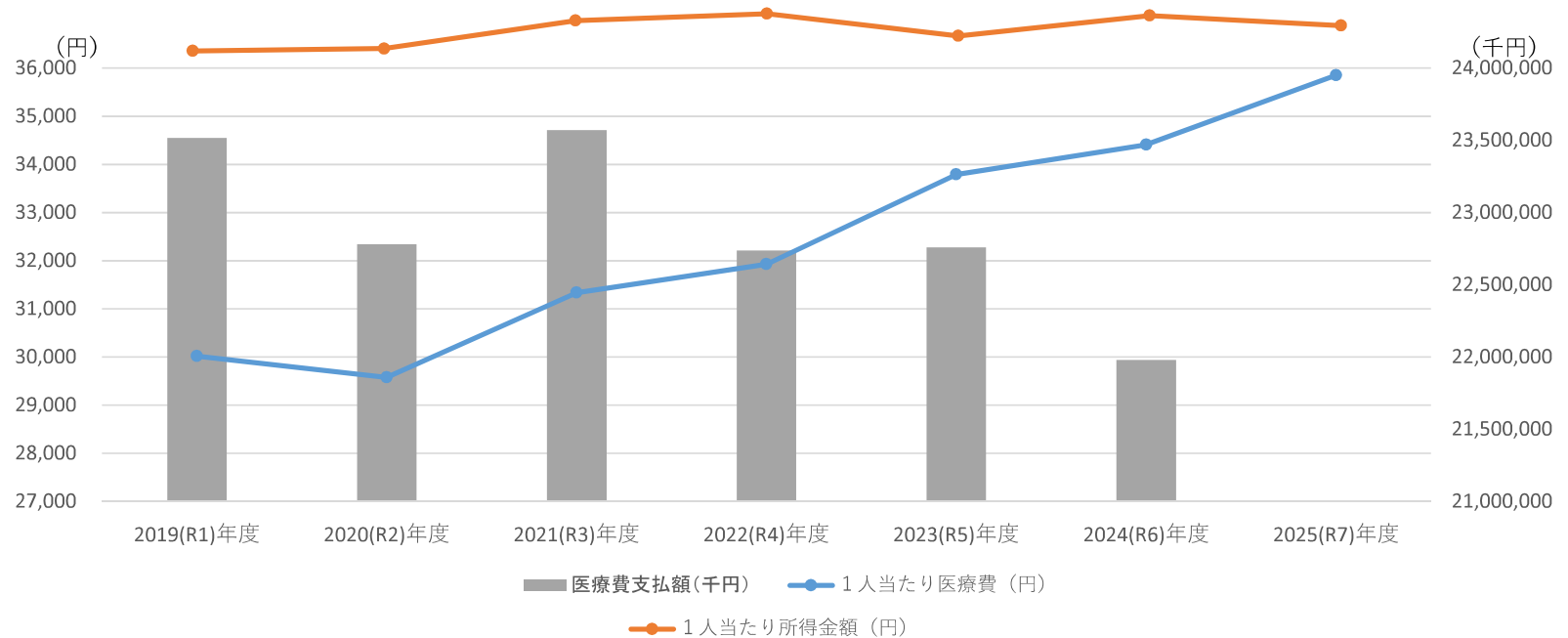


一人当たり納付金額		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	208,578
2	田原市	194,489
3	長久手市	191,147
⋮	⋮	⋮
11	南知多町	181,494
⋮	⋮	⋮
26	尾張旭市	175,174
27	豊明市	174,539
28	扶桑町	174,537
29	岡崎市	174,527
	県平均	173,726
30	半田市	173,063
⋮	⋮	⋮
40	一宮市	168,548
⋮	⋮	⋮
47	美浜町	165,050
48	岩倉市	164,995
49	犬山市	164,027
50	豊根村	163,027
51	瀬戸市	162,588
52	設楽町	161,095
53	新城市	158,311
54	東栄町	158,281

## 2. 医療費支払額と1人あたり医療費の推移

	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度
医療費支払額(千円)	23,516,614	22,780,954	23,570,191	22,736,777	22,759,118	21,978,803	
1人あたり医療費(円)	30,018	29,575	31,337	31,928	33,791	34,408	35,849※
1人あたり所得金額(円)	631,198	633,872	666,434	674,197	648,535	672,100	660,517

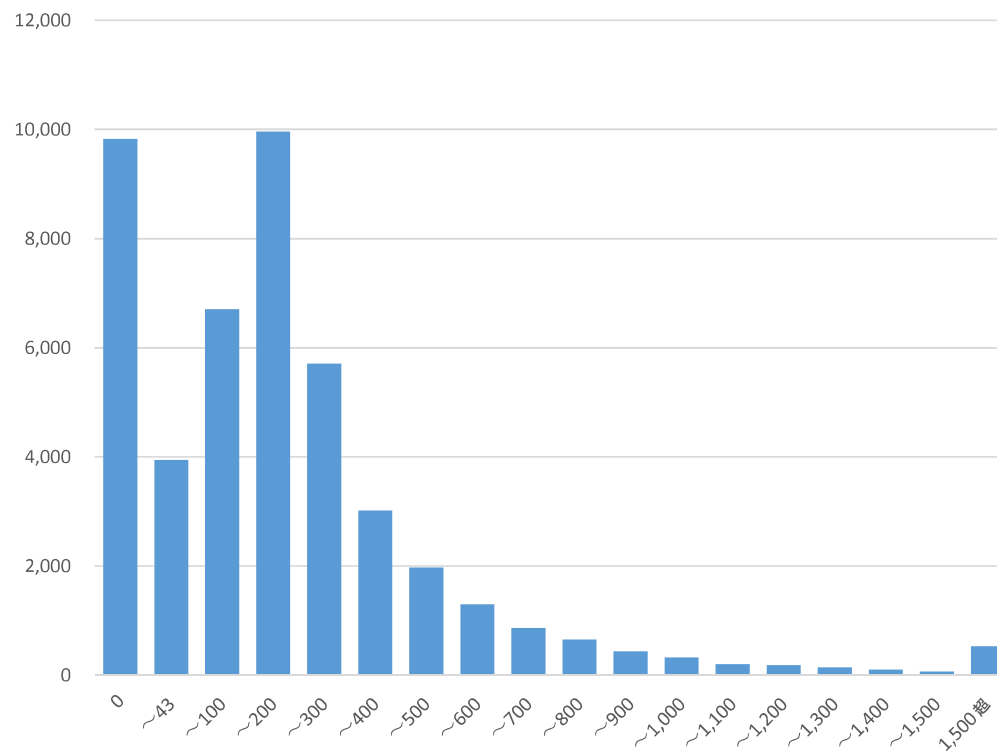
※2025.12末時点



### 3. 所得別世帯数と収納率の推移

#### 1 所得別世帯数

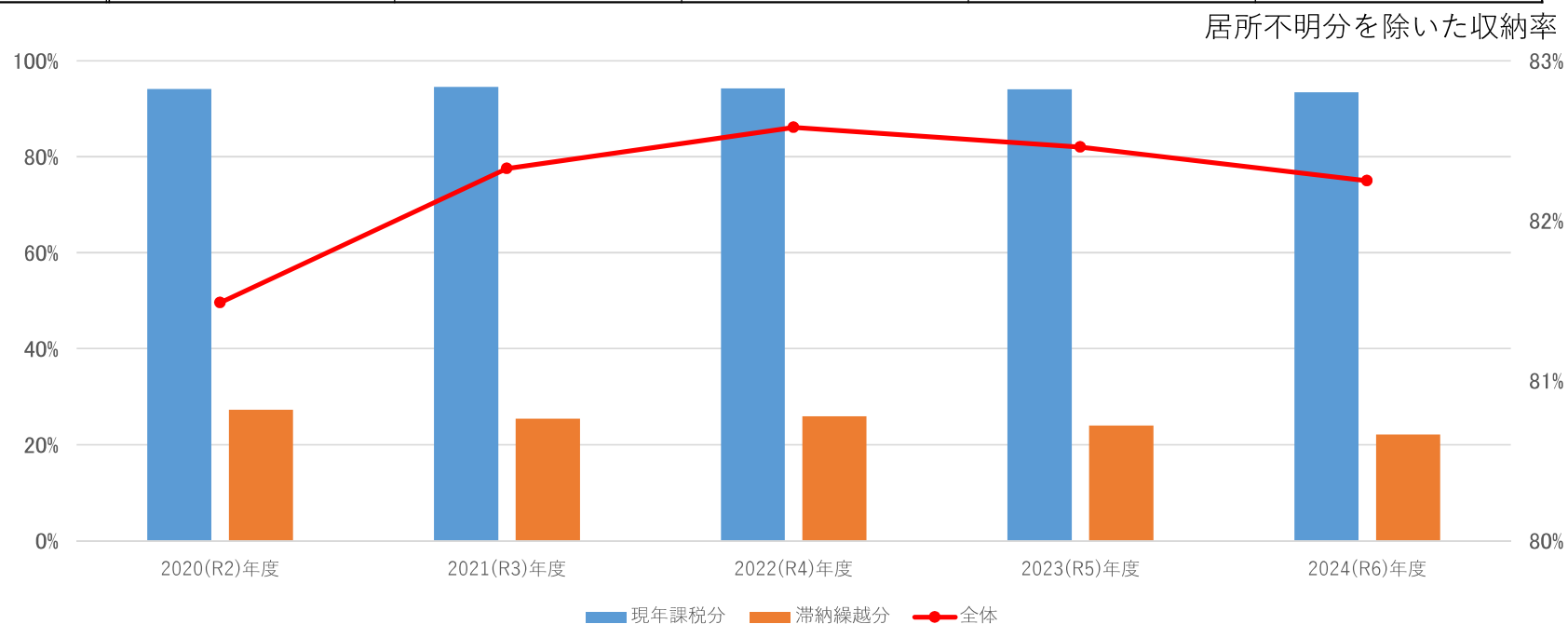
所得区分(円)	世帯数(世帯)	割合
0	9,825	21.36%
1 ~ 430,000	3,949	8.58%
430,001 ~ 1,000,000	6,710	14.59%
1,000,001 ~ 2,000,000	9,960	21.65%
2,000,001 ~ 3,000,000	5,712	12.42%
3,000,001 ~ 4,000,000	3,023	6.57%
4,000,001 ~ 5,000,000	1,974	4.29%
5,000,001 ~ 6,000,000	1,301	2.83%
6,000,001 ~ 7,000,000	867	1.88%
7,000,001 ~ 8,000,000	656	1.43%
8,000,001 ~ 9,000,000	441	0.96%
9,000,001 ~ 10,000,000	331	0.72%
10,000,001 ~ 11,000,000	204	0.44%
11,000,001 ~ 12,000,000	189	0.41%
12,000,001 ~ 13,000,000	149	0.32%
13,000,001 ~ 14,000,000	104	0.23%
14,000,001 ~ 15,000,000	72	0.16%
15,000,001 ~	534	1.16%
合計	46,001	100%



※2025.12.31現在

## 2 保険税 収納率の推移

区分	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度
現年課税分	94.08%	94.52%	94.21%	94.06%	93.43%
滞納繰越分	27.29%	25.44%	25.92%	23.99%	22.16%
全体	81.49%	82.33%	82.58%	82.46%	82.25%



## 4. 2026年度 保険税率【案】

### 1 保険税率【案】

区分	所得割 (%)	均等割 (1人) 年額(円)	18歳以上 均等割 年額(円)	平等割 (1世帯)	賦課 限度額	保険税		見込額-必要額 (千円)	
						見込額(千円)	必要額(千円)		
医療給付費分 (基礎課税)	愛知県 標準保険税率	8.33	35,572	-	22,835	66万円 (67万円)	5,757,189	5,618,950	▲138,239
	一宮市 現行	7.90	33,600	-	21,600			5,309,966	-
	<b>改正案</b>	<b>8.51</b>	<b>36,000</b>	-	<b>24,600</b>			5,751,505	▲5,684
	現行対比	+0.61	+2,400	-	+3,000				
後期高齢者 支援金分	愛知県 標準保険税率	2.78	11,825	-	7,591	26万円	1,926,780	1,897,163	▲29,617
	一宮市 現行	2.95	10,800	-	6,600			1,850,988	-
	<b>改正案</b>	<b>2.95</b>	<b>11,100</b>	-	<b>7,500</b>			1,909,080	▲17,700
	現行対比	-	+300	-	+900				
介護納付金分	愛知県 標準保険税率	2.38	11,968	-	5,926	17万円	704,888	670,963	▲33,925
	一宮市 現行	2.60	12,600	-	6,600			715,564	-
	<b>改正案</b>	<b>2.60</b>	<b>12,900</b>	-	<b>6,900</b>			730,329	+25,441
	現行対比	-	+300	-	+300				
子ども・子育て 支援納付金分	愛知県 標準保険税率	0.29	1,216	65	783	(3万円)	196,969	190,319	▲6,650
	一宮市 現行	-	-	-	-			-	-
	<b>改正案</b>	<b>0.30</b>	<b>1,260</b>	<b>60</b>	<b>840</b>			197,180	+211
	現行対比	-	-	-	-				

※ 賦課限度額の ( ) は2026年度税制改正大綱に盛り込まれた額

○見込額-必要額 (\*1~4合計)  
+230万円

## 2 保険税率の前年度比較（世帯構成別）

\* 2025(R7)年度は「子ども・子育て支援納付金分」なし

	例1	例2	例3	例4	例5	例6	例7	例8	例9
	単身世帯 Aさん(68歳) 年金収入 153万円	単身世帯 Bさん(73歳) 年金収入 170万円	2人世帯 Cさん(70歳) 年金収入 195万円 妻(66歳) 年金収入 75万円	2人世帯 Dさん(70歳) 年金収入 240万円 妻(66歳) 年金収入 75万円	2人世帯 Eさん(60歳) 営業所得 188万円 (必要経費控除後) 妻(55歳) 所得 0円	3人世帯 Fさん(41歳) 給与収入 290万円 妻(35歳) 所得 0円 子ども1人 【小学生】	3人世帯 Gさん(50歳) 給与収入 400万円 妻(45歳) パート 100万円 子ども1人 【大学生】 アルバイト 70万円	4人世帯 Hさん(45歳) 給与収入 480万円 妻(41歳) 所得 0円 子ども2人 【未就学児・小学生】	4人世帯 Iさん(45歳) 営業所得 650万円 (必要経費控除後) 妻(41歳) 専従者給与 240万円 子ども2人 【小学生・中学生】
世帯の合計所得	43万円	60万円	85万円 (85+0)	130万円 (130+0)	188万円 (188+0)	195万円 (195+0+0)	316万円 (276+35+5)	340万円 (340+0+0+0)	810万円 (650+160+0+0)
適用される軽減(※)	7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減		2割軽減		未就学児軽減	
2025(R7)年度 (年間)	21,700円	54,700円	103,900円	187,900円	343,700円	348,800円	509,200円	614,800円	1,090,000円
第1期 (7月)	2,800円	7,100円	13,600円	24,100円	43,400円	43,600円	64,000円	77,200円	136,600円
第2~8期 (8月~翌2月)	2,700円	6,800円	12,900円	23,400円	42,900円	43,600円	63,600円	76,800円	136,200円

※ 被保険者数と所得に応じて均等割と平等割が（7割・5割・2割）軽減されます。また、未就学児は均等割のみ5割軽減されます。



2026(R8)年度【案】 (年間)	24,200円	60,500円	114,200円	206,000円	370,500円	375,400円	545,400円	659,600円	1,125,200円
第1期 (7月)	3,200円	8,000円	14,800円	26,100円	46,400円	47,100円	68,700円	82,800円	141,000円
第2~8期 (8月~翌2月)	3,000円	7,500円	14,200円	25,700円	46,300円	46,900円	68,100円	82,400円	140,600円

年間の増加額 <増加率>	+2,500円 <11.5%>	+5,800円 <10.6%>	+10,300円 <9.9%>	+18,100円 <9.6%>	+26,800円 <7.8%>	+26,600円 <7.6%>	+36,200円 <7.1%>	+44,800円 <7.3%>	+35,200円 <3.2%>
第1期 (7月)	+400円	+900円	+1,200円	+2,000円	+3,000円	+3,500円	+4,700円	+5,600円	+4,400円
第2~8期 (8月~翌2月)	+300円	+700円	+1,300円	+2,300円	+3,400円	+3,300円	+4,500円	+5,600円	+4,400円

〈参考〉 子ども・子育て支援納付金分

2026(R8)年度【案】 【子ども・子育て分】 (年間)	600 円	1,500 円	3,000 円	5,300 円	7,800 円	7,300 円	11,700 円	12,300 円	25,200 円
第1期 (7月)	600 円	800 円	900 円	1,100 円	1,500 円	1,000 円	1,900 円	1,800 円	3,500 円
第2～8期 (8月～翌2月)	0 円	100 円	300 円	600 円	900 円	900 円	1,400 円	1,500 円	3,100 円

## 3 保険税率の推移

区分	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度【案】	
<b>医療給付費分</b>								
所得割	7.55 %	+0.85 % ↑	7.90 %	+0.35 % ↑	→	- -	8.51 %	+0.61 % ↑
均等割(1人)	22,800 円	▲6,000 円 ↓	30,000 円	+7,200 円 ↑	33,600 円	+3,600 円 ↑	36,000 円	+2,400 円 ↑
平等割(1世帯)	16,800 円	▲7,200 円 ↓	19,800 円	+3,000 円 ↑	21,600 円	+1,800 円 ↑	24,600 円	+3,000 円 ↑
賦課限度額	650,000 円	- -	→	- -	660,000 円	+10,000 円 ↑	(670,000円)	+10,000 円 ↑
<b>後期高齢者支援金分</b>								
所得割	2.95 %	+0.65 % ↑	→	- -	→	- -	→	- -
均等割(1人)	8,400 円	▲1,200 円 ↓	9,600 円	+1,200 円 ↑	10,800 円	+1,200 円 ↑	11,100 円	+300 円 ↑
平等割(1世帯)	3,600 円	▲2,400 円 ↓	5,400 円	+1,800 円 ↑	6,600 円	+1,200 円 ↑	7,500 円	+900 円 ↑
賦課限度額	220,000 円	+20,000 円 ↑	240,000 円	+20,000 円 ↑	260,000 円	+20,000 円 ↑	→	- -
<b>介護納付金分</b>								
所得割	2.40 %	+0.50 % ↑	2.60 %	+0.20 % ↑	→	- -	→	- -
均等割(1人)	9,600 円	▲1,200 円 ↓	10,800 円	+1,200 円 ↑	12,600 円	+1,800 円 ↑	12,900 円	+300 円 ↑
平等割(1世帯)	3,600 円	▲2,400 円 ↓	6,000 円	+2,400 円 ↑	6,600 円	+600 円 ↑	6,900 円	+300 円 ↑
賦課限度額	170,000 円	- -	→	- -	→	- -	→	- -
<b>子ども・子育て支援納付金分</b>								
所得割	-	- -	-	- -	-	- -	0.30 %	+0.30 % ↑
均等割(1人)	-	- -	-	- -	-	- -	1,260 円	+1,260 円 ↑
18歳以上均等割	-	- -	-	- -	-	- -	60 円	+60 円 ↑
平等割(1世帯)	-	- -	-	- -	-	- -	840 円	+840 円 ↑
賦課限度額	-	- -	-	- -	-	- -	(30,000円)	+30,000 円 ↑
賦課限度額計	1,040,000 円	+20,000 円 ↑	1,060,000 円	+20,000 円 ↑	1,090,000 円	+30,000 円 ↑	(1,130,000円)	+40,000 円 ↑

・「→」は前年度と同じ

・賦課限度額の（ ）は2026（令和8）年度税制改正大綱に盛り込まれた額

## 議題 2

### その他

# 【2026年度一宮市国民健康保険事業計画の 策定について】

## 国民健康保険事業計画

国民健康保険事業の安定した運営を図りながら、被保険者の健康の保持・増進につなげるとともに、必要な保険給付を行うことを目的として毎年度、策定する **国保の事業執行の指針**。

### 国民健康保険事業の現状

- ・ 国保の加入者数は減少し、全体の医療費も減少したが、1人当たりの医療費は増加。
- ・ 収納率は物価高などの影響により、減少傾向。
- ・ 特定健診の受診率は減少傾向、特定保健指導の実施率は増加傾向。

### 主要事業

大きな変更なし

### 個別の事業計画

- ① 第3期 データヘルス計画 及び 第4期 特定健康診査等実施計画・・・中間評価
- ② 糖尿病性腎症重症化予防事業・・・プログラムを策定

2026年度

# 一宮市国民健康保険事業計画

一宮市

市民健康部 保険年金課

## 目次

1	計画の目的	1
2	基本方針	1
3	国民健康保険事業の現状	2
	(1) 国民健康保険加入者の状況	2
	(2) 保険給付費の推移	2
	(3) 収納率の推移	3
	(4) 保健事業の状況	4
4	主要事業	5
5	個別の事業計画	5
	(1) 収納率の向上対策について	5
	(2) 資格適用の適正化対策について	6
	(3) 医療費の適正化対策について	6
	(4) 保健事業への取り組みについて	7
6	その他	9
	(1) 赤字削減・解消	9
	(2) 組織体制の強化	9

## 1 計画の目的

この事業計画は、国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うことを目的とする。

事業計画の策定については、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、事業運営の実情を把握分析し、それらの検討結果を踏まえた重点事項及び目標の設定をするとともに、目標達成のための具体的な実施体制、実施方法及び関連事業との連携等を明確にする。

さらに、事業計画は、各保険者の事業執行の指針となるものであることから、「国民健康保険事業に係る事業計画の策定について(通知)」(平成7年11月27日付 国保第297号)に基づき、毎年度、策定するよう求められているところである。

## 2 基本方針

市が運営する国保事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、国保事業は制度的に加入者の年齢層が他の被用者保険等と比べて高く、医療費水準が高い。また、被保険者の所得水準を比較すると、所得が低く保険税負担が重いといった、保険者の努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えている。その一方、全国的に高齢化の進展や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩等により、医療費は年々増加傾向にあることから、国保事業の財政運営は極めて厳しい状況となっている。

このような状況の中、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等を目的として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)が成立し、国の財政支援が拡充することとなった。国民健康保険制度については、2018年度から愛知県が財政運営の責任主体となり、市町村においては住民に身近な業務として、資格管理、保険給付、保険税率の設定、賦課・徴収、保健事業などを行っている。

本計画は、国保事業の安定的な運営を確保するとともに、市民の健康の保持増進を図るため、事業運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものである。

なお、本計画については、第3期 愛知県国民健康保険運営方針(2024年度から2029年度まで)の内容を反映して策定する。

### 3 国民健康保険事業の現状

#### (1) 国民健康保険加入者の状況

被保険者数は表 1 のとおり減少傾向にある。

被保険者に占める高齢者の割合は、表 2 のとおり減少している。

表 1 国民健康保険加入状況

年度	全市		国保		加入割合(%)		1世帯当たり 被保数
	世帯	人口	世帯	被保数	世帯	被保数	
2020 (R2)	163,284	384,452	48,856	76,866	29.92	19.99	1.57
2021 (R3)	164,461	382,742	48,279	74,995	29.36	19.59	1.55
2022 (R4)	165,728	380,729	46,522	71,269	28.07	18.72	1.53
2023 (R5)	167,218	378,808	44,366	67,095	26.53	17.71	1.51
2024 (R6)	168,946	377,133	42,521	63,404	25.17	16.81	1.49

2025 年度版 国民健康保険事業概況(2024 年度実績)

表 2 国民健康被保険者の内訳(年度末)

年度	被保険者数	内 前期高齢者 65～74 歳	内 70 歳以上	高齢化率 (%)
2020 (R2)	75,626	33,517	20,513	44.32
2021 (R3)	72,915	32,149	20,168	44.09
2022 (R4)	68,240	29,460	18,422	43.17
2023 (R5)	64,946	27,480	16,982	42.31
2023 (R6)	60,983	25,256	14,098	41.41

事業年報(A表)

#### (2) 保険給付費の推移

被保険者数は減少傾向にあるが、保険給付費については表 3 のとおり 1 人当たりの負担額が増加傾向にある。

国保事業を安定して運営するためには 1 人当たりの保険給付費を抑制することが重要であり、医療費の適正化対策や保健事業の充実・強化等の施策を推進することで引き続き保険給付額の抑制に努める。

表3 一般被保険者療養諸費

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
療養諸費額	20,036,394,231	20,760,881,224	20,125,464,045	19,995,139,839	19,196,998,254
平均被保険者数	76,865	74,995	71,269	67,095	63,404
件数	1,286,267	1,343,460	1,315,369	1,266,683	1,215,902
1人当たり負担額	260,670	276,830	282,387	298,012	302,773
1件当たり負担額	15,577	15,453	15,300	15,785	15,788

主要施策成果報告書

(3) 収納率の推移

国保事業においては、保険給付費(歳出)の管理が重要であり、必要な歳出に見合う財源(歳入)を確保することが取り組みの基本となる。

歳入における国民健康保険税の収納状況は、表4のとおりである。収納率の向上に向け、口座振替の推進や納税相談の実施、市税等滞納整理業務の委託(2019年度から)により初期滞納者への徴収強化を行い、県の目標以上を維持していたが、2024年度は下回ってしまった。

また、高齢者や低所得者を多く抱える構造的な要因から、国民健康保険税の所得割による税収の増加は期待できず、財源の確保は、依然厳しい状況である。

表4 調定額及び収納額と収納率

年度	区分	調定額	収納額	収納率	目標収納率※
2020(R2)	現年度	7,622,934,400	7,171,791,656	94.08	94.00%
	滞納繰越	1,771,412,091	483,439,778	27.29	
2021(R3)	現年度	7,470,143,900	7,060,504,966	94.52	94.00%
	滞納繰越	1,600,801,323	407,240,415	25.44	
2022(R4)	現年度	7,287,683,400	6,865,863,723	94.21	94.00%
	滞納繰越	1,495,438,736	387,558,009	25.92	
2023(R5)	現年度	7,186,363,600	6,759,675,457	94.06	94.00%
	滞納繰越	1,425,936,436	342,032,006	23.99	
2024(R6)	現年度	7,620,935,800	7,120,112,091	93.43	94.20%
	滞納繰越	1,417,774,819	314,109,808	22.16	

※目標収納率：愛知県国民健康保険運営方針に定められた、現年度分の目標収納率  
決算資料(被保数と収納率)

#### (4) 保健事業の状況

特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導等の保健事業の目的は、糖尿病等に代表される生活習慣病の早期発見と重症化予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を発見し、その対象者に生活習慣の改善を指導することにより、医療費の削減につなげていくことにある。

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定し、受診率、実施率の向上に努める。

表5 健診等の実施状況

	2020(R2)	2020(R2)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
特定健診 受診率	44.5	44.9	43.7	43.2	42.9
特定保健指導 実施率	11.9	11.6	9.5	10.3	15.6
人間ドック 受診率	78.9	66.5	58.0	74.5	84.6
自己採血検査 実施率	—	—	—	83.0	84.5

法定報告、人間ドック実施結果報告、自己採血検査事業評価報告

## 4 主要事業

2026年度の国保事業については、計画的かつ効率的な運営を目指し、次に掲げる主要事業の積極的な促進を図るため、事業計画を策定する。その執行にあたっては、現状を十分に把握・分析するとともに、今後の制度改正の動向等を注視しながら、関係機関、庁内関係課との協議、連携を図り推進していく。

- (1) 収納率の向上対策について
- (2) 資格適用の適正化対策について
- (3) 医療費の適正化対策について
- (4) 保健事業への取り組みについて

## 5 個別の事業計画

### (1) 収納率の向上対策について

国民健康保険においては、低所得者や年齢層の高い被保険者が多いことに対し、近年の医療技術の進歩に伴う医療費の増大により、その財政運営は大変厳しいものとなっている。国民健康保険税の納期内納付を促進するとともに、収納を担当している納税課との連携を密にし、一層の収納率向上に取り組む。

#### ① 国民健康保険税の適正賦課

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国民健康保険税を適正に賦課し、収納していくことが重要である。被保険者等に対して、国民健康保険税の算定方法や納付方法等の理解を深めるためのリーフレット「国保だより」を作成し、納税通知書に同封するなど、納税意識の向上を図る。

#### ② マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う影響

従前は、国民健康保険税に未納がある世帯で、未納の改善をしない又は納付相談に応じない世帯については、被保険者証の一斉更新の際に、短期間有効の被保険者証（以下「短期証」という。）に切り替えることによって、面談の機会を確保し、継続的に納付相談を行うことで、未納額縮減に努めてきた。しかし、マイナンバーカードと保険証の一体化により、2024年12月2日以降、短期間の有効期限設定ができなくなり、短期証更新時の納付相談の機会が失われることになった。

今後は、保険税を滞納している世帯主等に対し、納付の勧奨や納付相談の機会の確保、その他納付に資する取り組みを行ってもなお、事業の休止や病気など保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず保険税を1年以上滞納している場合に特別療養費の支給に切替えを検討する等、収納対策の厳正な実施に努める。

また、2025年12月2日の保険証廃止に伴い、マイナンバーカードを保険資格の確認として利用するようになったが、マイナンバーカードの電子証明書期限5年が切れると、更新をしない限り有効期限切れとなる。

有効期限切れの間医療が受けられないことを防ぐため、速やかに資格確認書を送付するように努める。

## (2) 資格適用の適正化対策について

国保事業を運営する上での基本的事項であり、事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握や早期適用等の資格の適正化に取り組む。

### ① 未適用者の実態把握

未適用者の防止を図るため、国民年金情報や中間サーバー等の登録資格情報を活用し、未適用者把握に努めるとともに、加入・喪失の届出勧奨を促進する。

### ② 未申告者への指導

適正な賦課・徴収を確保するため、市民税課と協力して適正な所得の把握に努め、所得未申告世帯に対する指導を徹底する。

### ③ 居所不明被保険者の調査

資格の適正化を図るため、国民健康保険税納税通知書及び資格確認書等の返戻等の情報により、実態調査を計画的に、また、必要に応じ随時実施し、市内に居住していない被保険者の住民基本台帳を職権削除するよう市民課へ働きかける。

## (3) 医療費の適正化対策について

被保険者の高齢化、医療の高度化等により医療費が増加する中で、財政の健全化・安定化を図るため、医療の実態を把握・点検し、医療費の適正な支出と抑制に取り組む。

### ① レセプト点検の充実・強化

#### ア 資格点検の実施

資格点検により過誤扱いとなったレセプトについては、医療機関への返戻を基本とする。このため、他保険加入時の資格喪失届出の必要性を周知するとともに、その届出時における資格確認書等の回収を徹底する。

さらに、さかのぼっての他保険加入又は他市町村転出の届出があった場合には、給付実績の確認を行い、不当利得が円滑で速やかに返還されるよう工夫する。

#### イ レセプト点検の実施

レセプト点検の強化を図るため、レセプト点検業務に精通した専門の会計年度任用職員を雇用することにより、毎月請求されたレセプトについて、診療内容の点検、請求点数、給付発生原因などの内容点検を実施する。また、単月点検だけでなく、縦覧点検も随時実施し、財政効果の向上に努める。

## ② 医療費適正化対策の推進

### ア 医療費通知の実施

被保険者の健康増進及び適正な受診に対する意識を深め、国保事業の健全な運営に資することを目的として、医療費のお知らせを送付する。

### イ 不当利得の回収

被用者保険への加入や他市町村に転出したことなどによる、一宮市国民健康保険の資格喪失後の受診や、自己負担割合の変更及び減額査定などにより、保険給付の不当利得が発生した場合は、対象者に対し請求を行う。

なお、滞納となった不当利得については、速やかに督促をすることとし、一定期間後も納付がされないものについては、文書・電話等により催告をする。

また、本人申出があった場合や請求金額が高額となる場合は、保険者間調整にて不当利得の回収を行う。

今後は、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、資格確認の正確性が向上することにより不当利得の減少が期待できる。

### ウ 第三者行為による保険給付の求償

第三者行為の適切な求償を行うため、レセプトの傷病名から第三者行為が疑われるものの調査を徹底し、第三者行為の把握に努める。

### エ 重複・頻回受診者、重複服薬者の改善指導の実施

重複頻回受診による医療費の増大、重複服薬による健康被害を低減するため、愛知県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）から提供される重複等受診者該当リスト及びレセプト点検等により対象者を抽出し、保健師と協力して、重複・頻回受診、重複服薬の改善指導を行う。

### オ ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）について、国保のしおりや医療費のお知らせ等に掲載、及び後発薬差額通知の発送等による周知を行い、被保険者の負担軽減、医療費抑制を図る。

なお、ジェネリック医薬品の使用割合は、政府目標である目標値 80%に達している。

また、バイオシミラー医薬品（バイオ後続品）についても周知を行い、被保険者の負担軽減、医療費抑制を図る。

## (4) 保健事業への取り組みについて

被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図るため、特定健診・特定保健指導を活用し、被保険者の健康づくり（発症予防）や疾病の早期発見による重症化予防など、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な保健事業に取り組む。

### ① 保健事業に係る計画

「第3期 データヘルス計画」及び「第4期 特定健康診査等実施計画」に示された目標の達成に向けて保健事業を実施するとともに、中間報告に向けて、医療や健診データの分析等を行い、より実効性のある計画の遂行に取り組む。

② 特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導の目的は、生活習慣病の早期発見と重症化予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者や予備群に生活習慣の改善を指導するものである。

特定健診は、国（厚生労働省）の目標値である実施率60%以上を目指す。

特定保健指導については、特に実施率が低いため、初回面談の分割実施を継続し、実施率の向上を目指す。

③ 特定健診未受診者対策

健診データ等を分析・活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで、特定健康診査受診率の向上を図る。

受診勧奨は連合会に一部委託し、節目歳・中断者に対して実施する。

④ 特定保健指導未実施者対策

2025年度より連合会に委託し、健診データ等を分析・活用した特定保健指導未実施者に向けた勧奨ちらしを作成し、送付することで、特定保健指導実施率の向上を図る。

⑤ 若年層に対する保健事業

25歳から39歳を対象とした人間ドックを実施し、疾病の早期発見、早期治療により、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の抑制に努める。

20歳から29歳を対象とした自己採血検査を実施し、健康意識の向上を図る。

⑥ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症による透析導入を遅らせる取り組みとして、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者（人工透析導入前段階の者）に対して、対象者に応じた栄養指導や医療機関等と連携した保健指導を実施する。

⑦ 保健データ分析事業

一宮市の持つ、レセプトデータ及び特定健診のデータより、一宮市の健康課題の分析を行い、健康寿命の延伸を目指す。

また、慢性腎臓病（CKD）対象者に受診勧奨通知を送付することにより、重症化の予防に努める。

## 6 その他

### (1) 赤字削減・解消

本市は、2020年度の赤字解消後も収支を可能な限り改善するよう歳入の確保と歳出の抑制に努めてきたが、2021年度から愛知県からの通知を受け、市独自で実施していた被保険者の年齢等による保険税の一律減免分を「決算補填目的の法定外繰入金」に計上したため、市町村赤字削減・解消計画を策定することとなった。

2023年度から独自減免(一律分)を廃止し、2028年度の赤字解消を目標に、保険税率(所得割率・平等割額・均等割額)を段階的に変更し、対応していく。

### (2) 組織体制の強化

国保事業の円滑な運営を図るため、現状を把握・分析し、迅速で効果的な対策を講じることのできる組織体制の強化に取り組む。

#### ① 関係団体との連携体制強化

今後も、国の動向を注視し、愛知県、連合会、一宮市医師会等の関係団体等との協議、連携を図る。

納税課、健康支援課、保健総務課等の庁内関係課との連携を密にし、効果的な事業運営が図られるよう、協力体制等、組織体制の強化に努める。

#### ② 人材育成の推進

職員の資質、能力の向上を図るため、国や愛知県、連合会などが開催する研修会及び講習会、事務説明会等に積極的に参加する。また、職員間の連携を強化し、相互に抱える業務に対し、情報を共有する。

#### ③ 広報活動

##### ア 国保のしおり・国保だより

国保制度の改正点、適正受診、国保資格得喪届出の勧奨、一部負担金の免除及び徴収猶予、ジェネリック医薬品利用促進、柔道整復療養費関係、特定健診受診勧奨、医療費分析や一宮市国保の財政状況などの情報を掲載して、配布する。

##### イ 広報一宮（保健所だより含む）

年間掲載予定を基に、国保に関する制度の周知及びお知らせを行う。

##### ウ 一宮市公式ウェブサイト

内容を充実させるとともに、その特性(速報性など)を生かした情報提供を行う。

一宮市国民健康保険事業計画

2026年3月

発行：一宮市 市民健康部 保険年金課  
〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

Tel : 0586-28-8669

E-mail : honen@city.ichinomiya.lg.jp